

第4章 戦略の推進方策等について

① 市のリーダーシップ

戦略の具体化のためには、福岡市の強力なリーダーシップが不可欠である。具体的には次のような役割が期待される。

a. インセンティブの付与

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用などを家庭や中小事業者が行う場合、国による支援制度を活用できたとしても経済的負担は依然大きい。家庭や中小事業者においても対策を推進していくためには、市による経済的なインセンティブの付与（上乘せ補助、先導モデル事業に対する補助など）を検討する必要がある。

b. 市民が広く参加できる仕組みづくり

市民ファイナンス制度やエコポイント制度のように市民が広く参加でき、その恩恵を広く享受できる仕組みづくりが必要である。

c. 先導的取組の積極的支援

市民や事業者が行う省エネルギーや再生可能エネルギー利用の先導的な取組みを積極的に支援する必要がある。先導モデル事業としての指定や支援、経済的なインセンティブの付与、表彰やラベリングなど、さまざまな支援制度の具体化等が考えられる。

d. 条例等による規制や誘導

各種支援・誘導対策とともに、条例等による規制や誘導も必要である。新市街地における高度な省エネ・再生可能エネルギー利用などの指導や、既成市街地における一定規模以上の住宅・建築物の新築や改修に合わせた省エネ対策の指導・条例等による義務化など、都市計画や建築確認、地球温暖化防止計画などの関連制度との連携による計画的な対策の具体化が必要である。

e. 国等に対する規制緩和等の提言

戦略に基づく先導的な取組みを実現していくためには、法制度面での課題を解決しなければならない場合もあり、市による国等に対する規制緩和等の提言が必要である。特に、「グリーンアジア国際戦略総合特区」を上手に活用した先導事業の育成と、積極的な規制緩和等の提言が必要である。

② 周辺自治体との連携

法制度上の課題（例えば、太陽光発電や風力発電、コージェネレーションといった分散型電源の域内利用（平常時、停電時）に関する電気事業法等に基づく制約、熱エネルギーの面的利用に関する熱供給事業法や道路法等に基づく制約など）については、福岡県や周辺自治体とも連携しながら、国等に対して規制緩和の提言を行っていく必要がある。

「第3章 環境・エネルギー政策の方向性と目標」の中で示した広域連携事業の具体化や施策の推進のためにも、周辺自治体との協議、連携が重要である。

③ 戦略の市民へのわかりやすい提示

戦略を市民に広く理解してもらうためには、これまで市民にとってわかりづらかった地域のエネルギー実態（需給実態、省エネ・再生可能エネルギー利用等の状況など）や今後の取組計画などを、市民にわかりやすい言葉と表現（イラストを含む。）で示すことが必要である。

また、戦略に掲げる取組みにより福岡市がどう変わるのか、市民の生活や事業活動にどのようなメリットが生まれるのかを、わかりやすく伝える必要がある。

④ 戦略の進行管理体制の整備

戦略の策定後も、戦略に基づく具体的な計画策定（P l a n）、実行（D o）、進捗状況の把握と評価（C h e c k）、そして更なる展開や普及に向けた改善（A c t）、といった進行管理を計画的に実施していくことが重要である。

P D C Aサイクルを踏まえると、戦略の計画期間（2030（H42）年まで）内を5年間隔程度で区切り、それまでの戦略の進捗状況と効果の評価、必要に応じた計画の見直し・追加などを行っていく必要がある（図4-1）。

そのためには、戦略に基づく各種対策、特に産官学民連携による事業を具体的に推進していくための体制づくり（福岡市環境・エネルギー戦略推進会議（仮称））が必要である。

（図4-2）

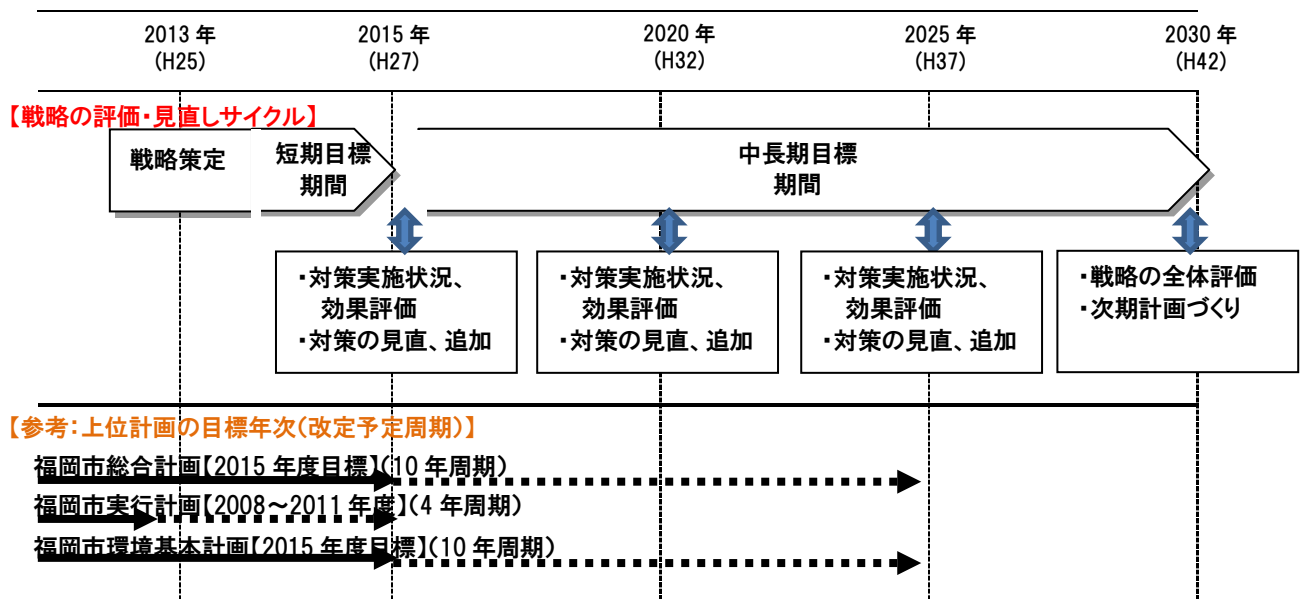


図 4-1 戦略の評価・見直しのサイクルのあり方

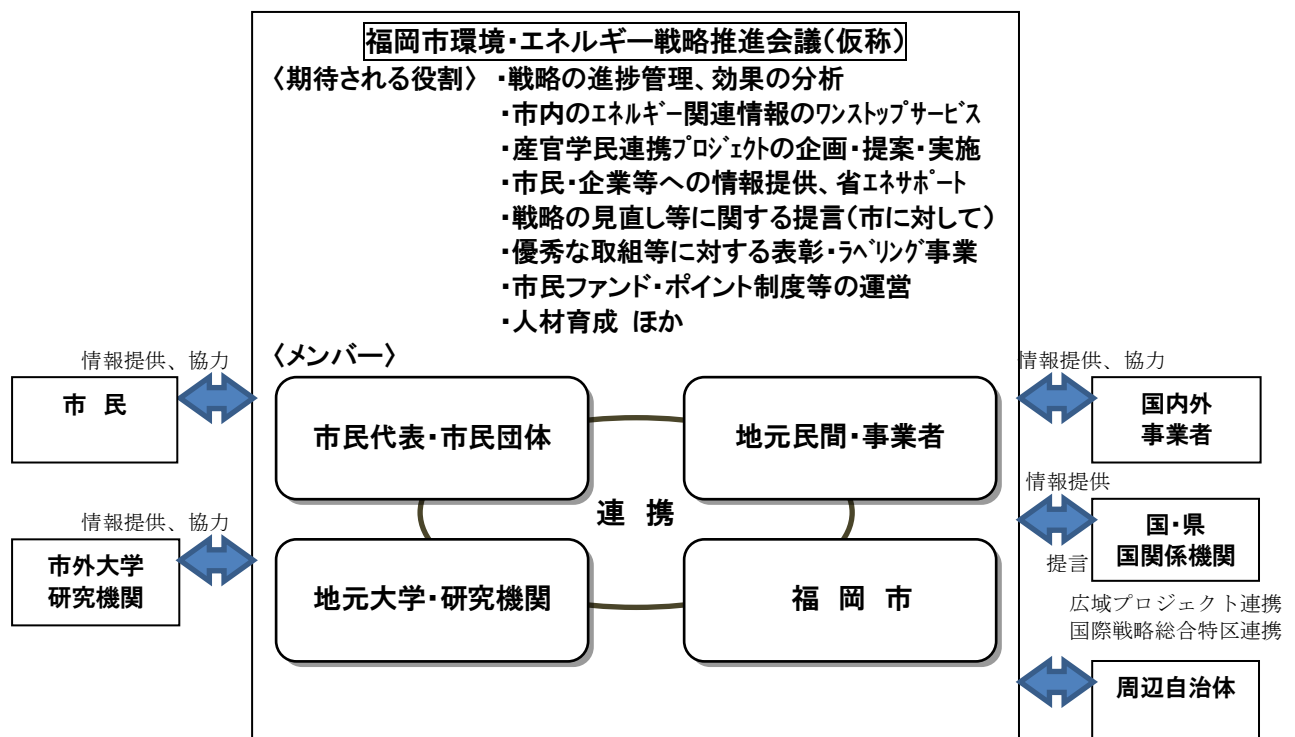


図 4-2 産官学民連携による戦略の推進体制のイメージ